

志木市学童保育条例の一部を改正する条例新旧対照表

新					旧					
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）					
世帯の階層区分				保育料(月額)	世帯の階層区分				保育料(月額)	
A	生活保護世帯			0円					I	II
B	当該年度(規則で定める)非課税			0円					0円	0円
C1	期間にあつては、前年	所得割の	95,000円未満	4,000円					7,000円	4,000円
C2	度)分の市町村民税の額	額による	95,000円以上	5,000円					8,000円	5,000円
	の区分が次の区分に該	区分	186,000円未満							
C3	当する世帯		186,000円以上	6,000円					186,000円未満	
									9,000円	6,000円
備考 (1)～(4) 略					備考 (1)～(4) 略 (5) 保育料(月額)の欄のI及びIIの区分の適用を受ける学童保育クラブについては、規則で定める。					